

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成し、取り組むこととする。

2. 院内感染対策のための組織及び体制

① 院内感染対策委員会の設置

当院における感染防止対策を総合的に企画、実施するために、各部署からの構成員で組織する感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催する。

② 感染制御チーム（ICTチーム）の設置

感染症対策専門の医師、看護師、薬剤師、検査技師、医事課職員を軸に、感染対策を実行するメンバー（各部署）を加えた感染制御（ICT）チームを設置する。ICTチームメンバーは毎週1回院内を巡回し、院内感染対策を推進する。毎月1回会議を開催する。

3. 職員研修

- ① 院内感染対策に対する基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に開催する。
- ② 年2回全職員を対象に開催する（外部研修含む）。また、必要に応じて随時開催する。
- ③ 研修の実施結果及び外部研修の参加実績を記録・保存する。

4. 感染症の発生状況の報告

院内感染の発生の予防及び蔓延の防止を図るため、定期的に感染に関する情報を収集・記録し、職員への情報供給を図る。また、院内感染対策委員会等で再確認する。

5. 院内感染発生時の対応

異常発生時には、院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案するとともに、全職員への周知徹底を図る。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関へ速やかに報告する。

患者への情報提供と説明

本指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るために院内掲示等を積極的に行い、閲覧の推進に努める。

院内感染対策マニュアル

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備し、全職員へ手洗い等の周知徹底を図る。また、マニュアルの定期的な見直しを行う。

医療法人財団 県南病院

令和5年5月17日